

ごみ収集業務に係る他都市調査の実施について

1 調査の目的

他都市におけるごみ収集業務の実施及び業務委託の状況のほか、ごみ収集業務に対する考え方等について、より詳細に把握し、参考とすることにより、本委員会において、「徹底した行財政改革の視点による公民の役割分担、組織や人材の育成等」について議論を深めていただくため、上記調査を実施しようとするものである。

2 委員会における意見の反映

事務局において作成した調査項目案については、次ページ以降のとおりである。

このほか、特に調査すべきと考えられる事項等について、本委員会での意見を踏まえ、調査項目を決定する。

3 調査対象

平成25年7月1日現在の政令指定都市（本市を除く19都市）

4 調査方法

2を踏まえて作成した調査票を、調査対象都市の担当課へ e-mail により送付し、調査を実施する。

なお、回答の内容を踏まえ、必要に応じて、各都市に対するヒアリングを実施する。

【調査項目案】

調査項目	本市における状況
【基礎的データ】	
① 収集業務を所掌する事務所等の組織図及び事務分掌	別紙のとおり
② ごみ収集業務の執行体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務として家庭ごみ収集に従事する職員数 ・ 非常時等に家庭ごみ収集への従事を予定する職員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 426人（平成25年4月1日現在） ・ 上記と同じ
③ ごみ収集業務に係る経費（直営・委託の別）	総経費 約54億円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直営 35.2億円（人件費） 2.0億円（事務所運営） ・ 委託 17.2億円
【業務の執行に係るもの】	
① ごみ収集の回数・実施時間帯（午前収集・午後収集・その他）	燃やすごみについては、午前収集3回・午後収集1回で実施（別紙のとおり）
② 定期収集の区分及び拠点回収の品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期収集 5区分 燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、大型ごみ（申込制） ・ 拠点回収 16品目 てんぷら油、蛍光管、乾電池、リユースびん、紙パック、古紙類、雑がみ、古着類、ボタン電池、充電式電池（小型二次電池）、小型家電、記憶媒体類、刃物類、インクカートリッジ、水銀体温計・水銀血圧計、使い捨てライター ・ 移動式拠点回収 23品目 拠点回収の16品目、石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ワックス・絵具、洗剤、中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶、せん定枝、陶磁器製の食器
③ 収集計画・収集コース（地図）の作成主体	本市（各まち美化事務所）において作成している。委託業者は、当該計画に従い業務を遂行する。

調査項目	本市における状況
④ きめ細やかな市民サービスの実施	まごころ収集(ごみ排出が困難な世帯の各戸収集)の実施 等
⑤ ごみ収集業務を所掌する事業所職員と地域住民・地域活動との関わり	地域のイベント等の機会を捉えた、ごみ減量など環境に関する啓発や相談の実施のほか、資源物のコミュニティ回収、移動式資源回収事業などを実施し、地域におけるごみの減量やリサイクルに係る活動の支援に積極的に取り組んでいる。
⑥ ごみ収集業務を所掌する事業所職員に、ごみ収集業務以外で従事させている業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記⑤に掲げる業務 ・ ごみ処理手数料免除対象者への有料指定袋の交付(御自宅への配送) ・ カラスネットの貸与 ・ ごみの出し方や排出場所、資源物の分別方法など市民からの様々な相談対応 ・ ボランティア清掃等のまちの美化に係る取組支援 等
⑦ ごみの分別や収集に係る市民からの相談・要望対応を所管する部署及びその体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち美化推進課(本庁課) 32名 ・ まち美化事務所(7箇所) 係長級、減量業務指導員等が中心に対応 ・ エコまちステーション(14区役所・支所内に設置する、まち美化事務所の環境拠点) 5名程度
【委託化の推進に係るもの】	
① ごみ収集業務に委託を導入した時期やその背景(理由)、これまでの流れ	行財政改革の一環として平成8年度から導入し、平成24年4月時点において41%を委託。庸車は、戦後、車両調達が困難であった時期から導入。
② ごみ収集業務の委託化の推進に係る計画の策定状況及びその内容	平成20年12月策定の「京都市ごみ収集業務改善実施計画」の中で、平成27年度までに委託率を50%とする旨を明記
③ 委託化を進めたことに伴い対応する必要のあった課題、新たに発生した問題点等	業者に対する業務指導や研修等を実施している。特に新規委託の場合は、ごみの取り残し、収集時間の遅延等の発生が比較的多いため、これに係る市民対応のほか、業者に対して指導を行う必要がある。
④ 委託業者のごみの減量に係る啓発等への関わりについて	ごみ収集・運搬業務についてのみを委託しており、ごみ減量に係る啓発等については、全て直営職員が担っている。

調査項目	本市における状況
⑤ 委託業者に適正な業務執行を行わせる担保や指導方法、客観的な業務評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 業者に対する研修等の実施 • 粗雑履行の場合には、契約解除や委託料を減額することができることを契約仕様書に明記 • 収集車両ごとに作業状況を日報として報告させ、業務の執行状況を管理 • 毎年度、業務改善に係る市民アンケートを実施するとともに、この結果を踏まえ、「京都市ごみ収集業務評価委員会」において、市民サービスの視点での業務に係る点検・評価を実施
⑥ 委託業者が業務不履行となった場合の対応策	<p>直営を中心として収集体制を再構築することにより対応する。</p>
⑦ 災害発生時における収集体制確保や業務遂行	<p>災害発生時、とりわけ初動期においては、現場ごとに行政判断を問われるケースが想定され、責任を持って柔軟かつ機動的に対応しなければならない。このため、直営職員が主体的に活動し、適宜、委託業者を指導・監督しながら収集業務に当たる。</p>
⑧ 公民の役割分担の考え方や、ごみ収集業務の在り方の将来像	<p>行財政改革の更なる推進の観点から、「民間に任せられることは民間に」を原則として、以下の観点も踏まえ、委託の在り方を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害発生時における柔軟かつ機動的な業務執行体制の確保 • 委託料の適正化を図るための業務検証機能の確保、委託業者の業務不履行時、入札不調時等のセーフティーネット機能 • 責任と継続性のある収集計画の立案、より実効的な業者への業務指導 • ごみ収集業務の経験を生かした、市民へのごみの分別指導、ごみ減量やリサイクルに係る啓発等の実施 等

調査項目	本市における状況
【ごみ収集業務に従事する職員に係るもの】	
① ごみ収集業務に従事する職員の新規採用の状況（直近5年の採用実績、今年度以降の予定）	平成19年度以降は採用を凍結していたが、職員の年齢バランスの改善、ノウハウの継承、職場の活性化を勘案し、試行的に採用を行った（平成24年4月1日付けで4名採用）。引き続き試行的に採用を実施するが、第三者委員会を設置し、今年度中に今後のごみ収集業務の在り方の結論を見出す。
② ごみ収集業務に従事する職員の現状及び将来像（職員の育成に係る計画の有無）	<p>人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化を推進するとともに、環境行政に係る総合的な知識とスキルを持ち、市民と協働して問題解決に取り組むことができる職員の育成に努めていく。</p> <p>（現在行っている具体的な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に係る検定等の受験を奨励している。 ・ ごみ減量に繋がる分別指導や市民からの相談・要望対応等の業務に従事する「減量指導業務員」を設置するなど、収集業務以外の幅広い業務に従事する機会を設けている。 等